

船橋市高齢者虐待防止等ネットワーク運営委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者虐待の予防と早期発見・早期対応・再発防止を図り、もって高齢者の平穏な生活を確保すること、在宅の高齢者を対象に保健・医療・福祉等に係わる各種サービスの総合調整を推進すること並びに認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族への初期の支援を行う「認知症初期集中支援チーム」の適切、公正かつ中立な運営を確保することを目的とし、船橋市の関係機関及び団体が役割を明確にするとともに、その連携を強化するために、船橋市高齢者虐待防止等ネットワーク運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において高齢者とは、船橋市に居住する原則として65歳以上の者をいう。

2 この要綱において高齢者虐待とは、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第4項に規定する養護者による高齢者虐待又は同法第2条第5項に規定する養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

(所管事務)

第3条 運営委員会は、次の事務を所管する。

- (1) 高齢者虐待防止に関わる関係機関等の連携強化、意見・情報交換に関すること。
- (2) 高齢者虐待の予防・早期発見・早期対応・再発防止の対策の強化に関すること。
- (3) 高齢者虐待の被害者及び介護者への救済支援体制等の強化に関すること。
- (4) 高齢者虐待の実態調査に関すること。
- (5) 養護者による高齢者虐待の防止に資する支援に関すること。
- (6) 処遇困難なケース等に対し、適切なサービス提供に繋げる方策の検討及び関係機関等との調整に関すること。
- (7) 地域の高齢者のニーズの把握、各種サービスの充足状況及び問題点の分析並びに地域ケアの方策の検討に関すること。
- (8) 認知症初期集中支援チームの設置及び活動状況の検討に関すること。
- (9) その他運営委員会の目的を達成するために必要な事業等に関すること。

(組織)

第4条 運営委員会の委員は、19名以内で組織する。

2 運営委員会の委員は、次に掲げる者の内から、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 船橋市医師会代表
- (3) 船橋歯科医師会代表
- (4) 船橋薬剤師会代表
- (5) 千葉県弁護士会代表
- (6) 千葉県船橋警察署代表
- (7) 千葉県船橋東警察署代表
- (8) 千葉県社会福祉士会代表
- (9) 船橋市社会福祉協議会代表
- (10) 船橋市民生児童委員協議会代表
- (11) 船橋市自治会連合協議会代表
- (12) 船橋市老人福祉施設協議会代表
- (13) 船橋市介護老人保健施設協会代表
- (14) 千葉県在宅サービス事業者協会代表
- (15) 船橋市介護支援専門員協議会代表
- (16) 船橋市ボランティア連絡協議会代表
- (17) 千葉県柔道整復師会船橋鎌ヶ谷支部代表
- (18) 船橋市鍼灸マッサージ師会代表
- (19) 認知症の人と家族の会千葉県支部代表

3 委員の任期は、3年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 運営委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

2 運営委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(担当者会議)

第7条 運営委員会に船橋市高齢者虐待防止等ネットワーク担当者会議（以下「担当者会議」という。）を置き、運営委員会の所管事務に関する調査・研究を行うため、担当者会議を開催する。

2 担当者会議の構成員は、次に掲げる者の内から、市長が委嘱する。

- (1) 船橋市医師会代表
- (2) 船橋歯科医師会代表
- (3) 船橋薬剤師会代表
- (4) 千葉県弁護士会代表
- (5) 千葉県船橋警察署代表
- (6) 千葉県船橋東警察署代表
- (7) 船橋人権擁護委員協議会代表
- (8) 千葉県社会福祉士会代表
- (9) 船橋市民生児童委員協議会代表
- (10) 船橋市老人福祉施設協議会代表
- (11) 船橋市介護老人保健施設協会代表
- (12) 千葉県在宅サービス事業者協会代表
- (13) 船橋市介護支援専門員協議会代表
- (14) 認知症の人と家族の会千葉県支部代表
- (15) その他代表が必要と認める者

3 構成員の任期は、3年とし、補欠の構成員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（代表及び副代表等）

第8条 担当者会議に代表及び副代表を置き、構成員の互選により選任する。

2 代表は、会務を総理し、担当者会議を代表する。

3 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき、又は代表が欠けたときは、その職務を代理する。

4 担当者会議に構成員が出席できない場合、代表はその代理の者を出席させることができる。

（災害補償）

第9条 運営委員会の委員及び担当者会議の構成員の業務に関わる事故については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

(事務局)

第10条 運営委員会及び担当者会議の事務局は、地域包括ケア推進課が行う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年1月18日から施行する。

(船橋市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会設置要綱及び船橋市地域ケア会議設置運営要綱の廃止)

2 船橋市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会設置要綱及び船橋市地域ケア会議設置運営要綱は、平成23年2月21日に廃止する。

附 則

この要綱は、平成26年2月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(船橋市高齢者虐待防止等ネットワーク運営委員会の機能を拡充し、船橋市認知症初期集中支援チーム検討委員会としての機能を追加する。)

附 則

この要綱は、令和2年2月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。